

釜石市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和8年4月13日から令和8年6月25日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年8月17日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	農業委員会事務局	令和8年 4月13日から令和8年 4月16日まで
2	議会事務局	令和8年 4月20日から令和8年 4月23日まで
3	選挙管理委員会事務局	令和8年 4月27日から令和8年 5月 1日まで
4	総務企画部総合政策課	令和8年 5月11日から令和8年 5月14日まで
5	総務企画部財政課	令和8年 5月18日から令和8年 5月21日まで
6	総務企画部総務課	令和8年 5月25日から令和8年 5月28日まで
7	市民生活部市民課	令和8年 6月 1日から令和8年 6月 4日まで
8	建設部水道事業所	令和8年 6月15日から令和8年 6月18日まで
9	建設部下水道課	令和8年 6月22日から令和8年 6月25日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和7年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理状況

第4 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。 ○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。 ○ 支出手続きが適正になされているか。
補助金交付事務	○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。 ○ 交付条件どおりに履行されているか。 ○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

第5 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和8年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第6 監査の結果

各課等における事務の執行は、監査した限りにおいて、関係法令及び条例、規則並びに議会の議

決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

なお、監査の過程で確認された軽微な留意すべき事項については、その都度関係課等に改善又は検討を指導した。